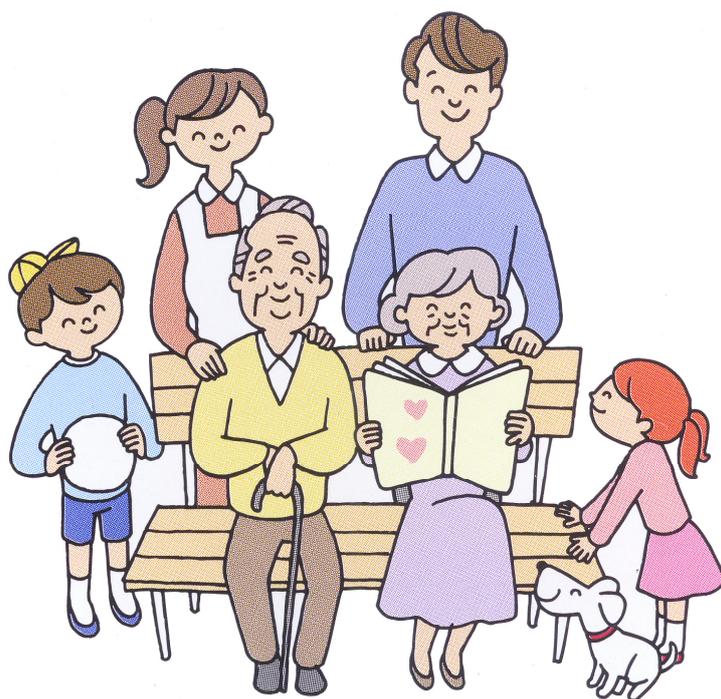


# 花巻市高齢者 いきいきプラン

2009～2011

花巻市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画



平成21年4月

岩手県花巻市

## 目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の法的位置付け	1
2	計画の基本理念、基本目標	1
3	計画期間	2
第2章	花巻市の高齢者を取りまく状況	3
1	高齢者人口等の予測	3
2	要介護（要支援）認定者数の予測	4
第3章	計画の基本的考え方	5
1	高齢者支援における今後の方向性	5
2	日常生活圏と地域包括支援センターの見直し	7
3	施策の体系	9
第4章	高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策	12
1	高齢者の地域活動への支援	12
2	生涯学習の推進	12
3	高齢者の就労支援	13
4	交流機会の充実	13
第5章	高齢者保健福祉サービスの充実	15
1	健康づくり・疾病予防の推進	15
2	介護予防・生活支援サービスの充実	16
第6章	介護サービスの充実	19
1	介護保険サービス（介護給付）	19
2	介護保険サービス（予防給付）	22
3	地域支援事業	24
4	介護サービスの質的向上	27
5	介護保険事業費の適正化	28
第7章	認知症高齢者支援対策の推進	35
1	認知症予防と早期発見体制の充実	35
2	認知症介護体制の充実	36
3	高齢者権利擁護体制の充実	37
第8章	地域ケア体制の推進	38
1	地域支援の充実	38
2	福祉のまちづくりの推進	38
3	地域における防災、防犯対策等の推進	39

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画策定の法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定による介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

また、本市の「総合計画」や関連する「健康はなまき21プラン（健康増進法）」、「地域福祉計画（社会福祉法）」などの計画との整合性を図るほか、「岩手県地域ケア体制整備構想」等との関連を十分に踏まえ、計画策定を行うものです。

### 2 計画の基本理念、基本目標

#### (1) 基本理念

第3期計画の基本理念を受け継ぎ、次に掲げる基本理念のもとに策定します。

**だれもが慣れ親しんだ地域で、心身ともに健康で  
生きがいをもって生活できる花巻市の実現**

#### (2) 基本方針

花巻市の高齢者の状況を見ると、平成26年には65歳以上の高齢者が3万人を超え、高齢化率が29%を超える超高齢社会となることが予測されます。

こうした社会構造の変化に適切に対応し、高齢者のだれもが健康で自立した生活を送ることができ、豊かでゆとりのある活気にあふれた地域社会を構築することが重要な課題となっています。

このため、高齢者が長年培ってきた、優れた技術や経験、知識を生かしながら、高齢者自らが社会に参加し、自助、互助の精神にあふれた地域づくりに積極的に取り組むことが必要です。

市では、高齢者が生きがいをもって社会に参画し健康で自立した生活を送ることを支援するとともに、介護を要する状態となっても住み慣れた地域社会の中で安心して生活を送ることができるよう、市民の積極的な参画のもとに超高齢社会を支え合うより良い地域社会の実現を目指します。

### (3) 基本目標

花巻市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の基本理念、基本方針を踏まえ、花巻市における高齢者支援の基本目標を以下のように設定します。

#### ① 生きがいくくりと社会参加の促進

高齢者自身が住み慣れた地域社会で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たしていくような社会づくりが重要となってきます。

そのため、高齢者が参加できる、地域活動や生涯学習、文化・スポーツ活動等を通じながら生きがいを持って生活できるよう支援するとともに、社会参加活動につながるきっかけとなるよう、情報の提供などの支援を行います。

#### ② 健康づくりと介護予防の推進

高齢者一人ひとりができる限り要介護状態とならず、健康で生活機能の維持、向上を図りながら生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関が連携をとりながら、それぞれの状態に応じた健康づくりや生活機能低下の早期発見、早期対応を行う介護予防事業の推進に努めます。

#### ③ 介護サービスの充実

高齢者が要介護・要支援状態になっても、住み慣れた家庭や地域社会で生活ができるよう、居宅サービス及び地域密着型サービスに重点を置いた施策を推進し、質の高いサービスを総合的に提供することができるよう、介護保険制度の円滑な運営や介護サービス基盤の整備を推進します。

#### ④ 地域における高齢者保健福祉推進体制の充実

地域住民が相互に支え合う体制を充実し、高齢者が安心して生活を送ることができるような地域づくりが必要です。そのため、支援が必要な高齢者に対し、地域ケアシステムや自治会、民生委員、地域住民などが支える体制の充実に努めます。

## 3 計画期間

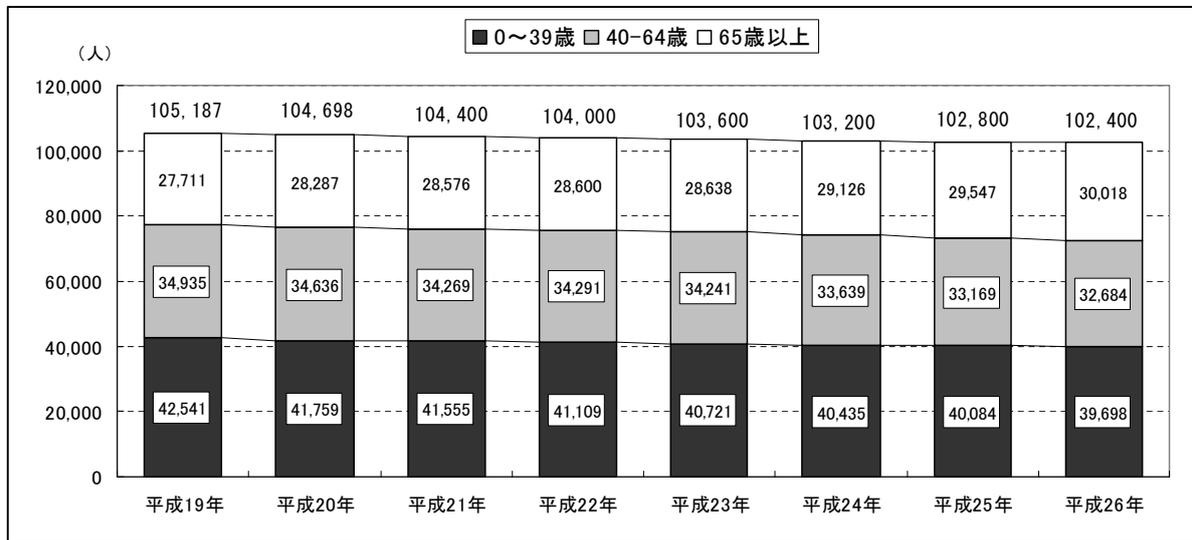
介護保険法により、状況の変化等に迅速に対応するために、計画期間が3年間となっています。したがって、平成21年度から平成23年度までの3年間の計画を策定します。

## 第2章 花巻市の高齢者を取りまく状況

### 1 高齢者人口等の予測

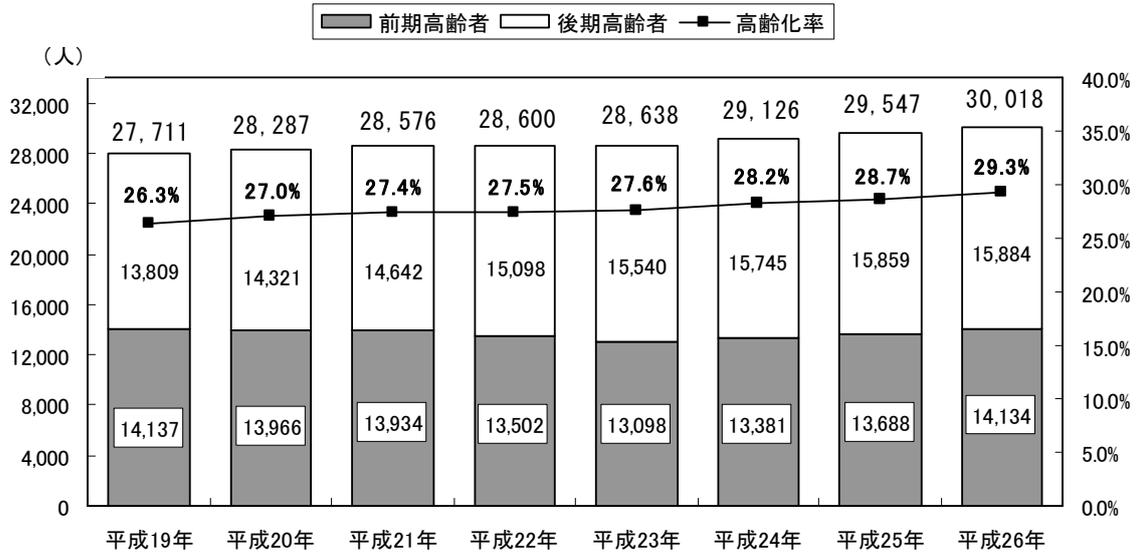
#### (1) 将来人口の推計

花巻市の人口推移は、穏やかな減少傾向となっていますが、今後ともその傾向が続き、平成26年には、平成19年に比べ、約3,000人程度減少し、102,400人程度になると推計されます。このなかで、高齢者の人口は、約2,000人強増加し、約30,000人となり、高齢化率が29%を超える時代を迎えることとなります。



#### (2) 高齢者人口の推計

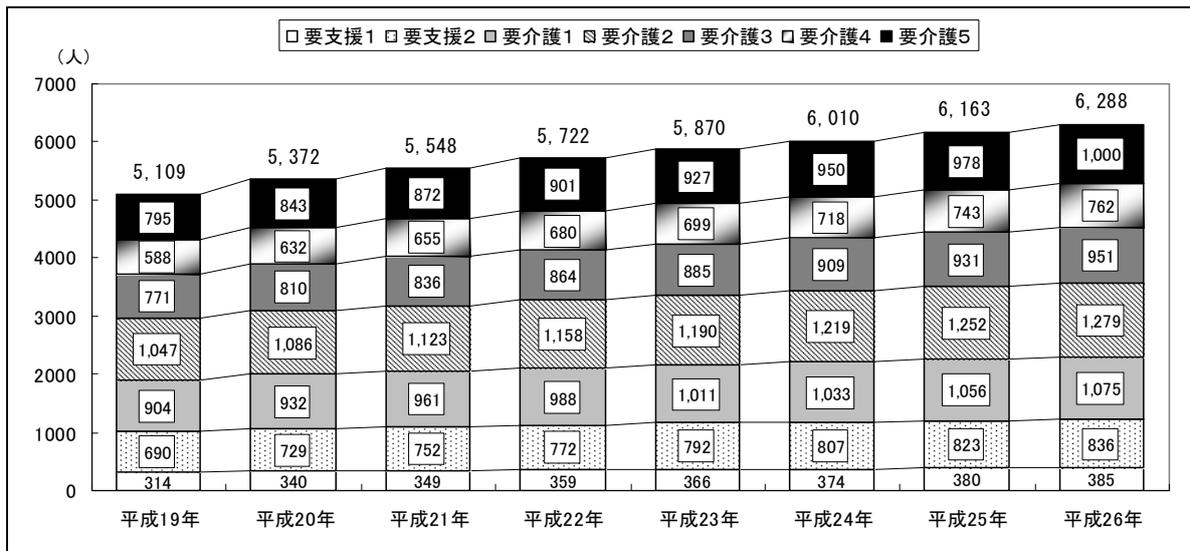
高齢者の人口構成については、平成19年までは、65～74歳の前期高齢者が75歳以上の後期高齢者の数を上回っていましたが、平成20年以降には逆転して、後期高齢者の数の方が多くなると推計されます。総人口に占める高齢者の割合である高齢化率は、平成19年の26.3%から平成26年には、29.3%と3ポイント上昇します。



## 2 要介護（要支援）認定者数の予測

### (1) 要介護（要支援）認定者数の推計

高齢者のなかで、介護が必要となる要介護（要支援）認定者の数は、年々上昇してきていますが、今後の見通しとして、平成19年の5,109人から平成26年には、約6,300人程度になることが予測され、高齢者のうちの2割以上の方がその対象者になることが想定されます。



## 第3章 計画の基本的考え方

### 1 高齢者支援における今後の方向性

本計画においては、第3期に導入された制度改革の取り組み実績を総合的に勘案し、国の施策動向を踏まえながらの計画とします。

#### (1) 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターが設置されてから3年が経過し、現行制度においては、介護予防をはじめ、総合相談支援、高齢者虐待防止・権利擁護のほか、切れ目のない包括的・継続的マネジメントを着実に進め、地域において高齢者を総合的に支援していく中核的機関としての役割が求められています。

##### ① 「地域包括支援センター」事業の役割

高齢者等を対象にしたアンケート調査や事業者意向把握調査の結果をみると、第3期における制度改正の内容が、利用者（要介護認定者）や一般高齢者等に十分理解されておらず、また介護予防事業推進の要となる「地域包括支援センター」についても、更なる周知が必要な状況です。

このため、地域包括支援センターの位置づけやその事業内容について、制度改正も含め、市民への周知徹底のための方策を講じていきます。

##### ② 「地域包括支援ネットワーク」による地域の連携強化

包括的支援事業を推進するにあたり、地域のケアマネジャーやホームヘルパー、サービス事業者、介護福祉士、社会福祉士、保健師、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、民生委員、ボランティアなどの関係者、地域住民も協力し合い、介護、医療、福祉の面から介護を必要とする高齢者を地域で包括的にケアしていく人的なネットワークを構築することが重要です。

包括的・継続的マネジメントにおいては、主治医やケアマネジャーなどとの「多職種協働」、地域の関係機関との連携を通じたケアマネジメントの後方支援といった医療と介護、福祉との連携が必須であり、また、ケアマネジャーが抱える支援困難事例への的確な指導助言等や、医療機関を含む関係機関やボランティアなど様々な地域資源との連携・協力体制を構築する点からも、人的ネットワークの形成を図ります。

##### ③ 高齢者虐待防止・権利擁護の充実

高齢者虐待防止を含む高齢者の権利擁護に関しては、より積極的に取り組むため、市や地域包括支援センター、弁護士等の専門機関とより密接に連携を図ることや、早期発見のための情報収集力の強化、地域への効果的

な制度周知に努めます。

## (2) 「予防重視型システム」への一層の転換

介護予防をより一層推進していくため、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの適切な役割分担をはじめ、「予防重視型システム」のあり方について、これら関係機関、被保険者や介護サービス事業者等の意見も踏まえながら取り組みます。

また、地域支援事業については、高齢者が可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じて包括的支援事業及び介護予防事業等に取り組んでいきます。

## (3) 地域密着型サービスの整備促進

現在、市において整備が進んでいるサービスとしては「認知症対応型共同生活介護」（グループホーム）であり、その利用希望者は今後も増加していくものと見込まれます。

しかし、小規模多機能型居宅介護については需要を見極めている状況であり、基盤整備が進んでいないのが実情です。

このため、利用者ニーズに対応するため、事業者への情報提供を行いながら整備を促進していきます。

## (4) 介護サービスの質の確保・向上

介護サービス情報の公表は、利用者や家族が介護保険サービスを適切かつ円滑に選択されることを目的としています。このため、利用者や家族がより一層の適切かつ円滑な選択を行えるよう介護サービス情報の提供に努めます。

## (5) 要介護認定の適正化

要介護認定に関しては、要支援・要介護と細分化されたために、身体状況に大きな変動がない者にとっては、利用において混乱を引き起こしている状況が浮かび上がっています。

このため、今後要介護認定時に混乱を生じないように一層の取り組みに努めます。

## (6) 地域ケアネットワークの構築の具現化

今後の高齢者人口の動向を見通したとき、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢夫婦世帯が一層増加し、高齢者の孤立化や老老介護の問題が大きくなると同時に、人口減少に伴い、コミュニティとしての機能が著しく低下していく地域が発生していくことが危惧されます。

こうした状況下で、高齢者が安心して暮らせる、地域ケアネットワーク

体制の充実を図ります。

## 2 日常生活圏と地域包括支援センターの見直し

### (1) 日常生活圏域の変更

第3期介護保険事業計画では、人口や施設整備状況、地理的条件等から花巻中央圏域、花巻東圏域、花巻西圏域、大迫圏域、石鳥谷圏域、東和圏域と6圏域を日常生活圏域として設定しました。

第4期介護保険事業計画では、花巻中央圏域と花巻東圏域における地域の生活形態や地域づくり活動などの地域特性を総合的に検討した結果、集約・統合することで圏域住民への高齢者サービスの提供が効果・効率的に行なわれ、また、相談等に迅速に対応できるなど利便性が図られることから、花巻中央圏域と花巻東圏域を統合して名称は花巻中央圏域とし、日常生活圏域を6圏域から5圏域と変更します。

#### 【圏域ごとの人口等】

##### 現行の日常生活圏域

平成20年10月1日現在

	花巻中央圏域	花巻東圏域	花巻西圏域	大迫圏域	石鳥谷圏域	東和圏域	計
人口	32,945人	17,681人	21,724人	6,383人	15,922人	10,043人	104,698人
高齢人口	7,140人	4,869人	6,337人	2,228人	4,506人	3,263人	28,343人
高齢化率	21.7%	27.5%	29.2%	34.9%	28.3%	32.5%	27.1%



##### 変更による日常生活圏域

	花巻中央圏域	花巻西圏域	大迫圏域	石鳥谷圏域	東和圏域	計
人口	50,626人	21,724人	6,383人	15,922人	10,043人	104,698人
高齢人口	12,009人	6,337人	2,228人	4,506人	3,263人	28,343人
高齢化率	23.7%	29.2%	34.9%	28.3%	32.5%	27.1%

#### 参考

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように、地理的条件、人口、行政区、交通事情その他の社会的条件、介護サービスの需給バランス等を総合的に勘案して定める区域をいいます。

## 【圏域区分】

花巻中央圏域	花巻北地区（松園町、浅沢、新田、星が丘、四日町、一日市、愛宕町、桜台、坂本町、小舟渡） 花巻西地区（西大通り、材木町、若葉町、北万丁目、南万丁目、石神町、藤沢町、桜木町、鍛冶町） 花巻東地区（大通り、末広町、南川原町、双葉町、豊沢町、東町、大町、上町、仲町、御田屋町、里川口町、城内、花城町、吹張町） 花巻南地区（諏訪、桜町、南城、十二丁目、成田、山の神、大谷地） 矢沢地区、宮野目地区
花巻西圏域	湯口地区、湯本地区、太田地区、笹間地区
大迫圏域	大迫地域
石鳥谷圏域	石鳥谷地域
東和圏域	東和地域

## (2) 地域包括支援センター設置数の変更

第3期介護保険事業計画では、花巻中央圏域、花巻東圏域、花巻西圏域、大迫圏域、石鳥谷圏域、東和圏域と6圏域を日常生活圏域として設定し、各圏域ごとに1か所地域包括支援センターを設置しました。

第4期介護保険事業計画では、日常生活圏域の見直しを行い、花巻中央圏域と花巻東圏域を統合し、全5圏域とします。それに伴い、花巻中央地域包括支援センターと花巻東地域包括支援センターについても統合を行い、全5か所の地域包括支援センターとします。

統合後の新たな名称は、花巻中央地域包括支援センターとなります。

## 現行の地域包括支援センター設置

	花巻中央圏域	花巻東圏域	花巻西圏域	大迫圏域	石鳥谷圏域	東和圏域
地域包括支援センター設置数	1	1	1	1	1	1



## 変更後の地域包括支援センター設置

	花巻中央圏域	花巻西圏域	大迫圏域	石鳥谷圏域	東和圏域
地域包括支援センター設置数	1	1	1	1	1

### 3 施策の体系

施策及び主要事業等について以下に示します。

#### 高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策

施策の体系	主要事業
1. 高齢者の地域活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者のスポーツや文化活動の充実</li> <li>・ 老人クラブ活動支援事業</li> </ul>
2. 生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者学級の充実</li> <li>・ 生きがいと創造の事業</li> </ul>
3. 高齢者の就労支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シルバー人材センターの活用</li> <li>・ 高齢者無料職業紹介</li> </ul>
4. 交流機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人福祉センター事業</li> <li>・ 高齢者の福祉活動の促進</li> <li>・ 世代間交流</li> <li>・ ふれあい昼食会事業</li> <li>・ 敬老事業</li> </ul>

#### 高齢者保健福祉サービスの充実

施策の体系	主要事業
1. 健康づくり・疾病予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者保健サービスの充実</li> <li>・ マンパワーの確保と連携体制の充実</li> </ul>
2. 介護予防・生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービスの充実</li> <li>・ 生活支援サービス</li> <li>・ 施設サービス</li> </ul>

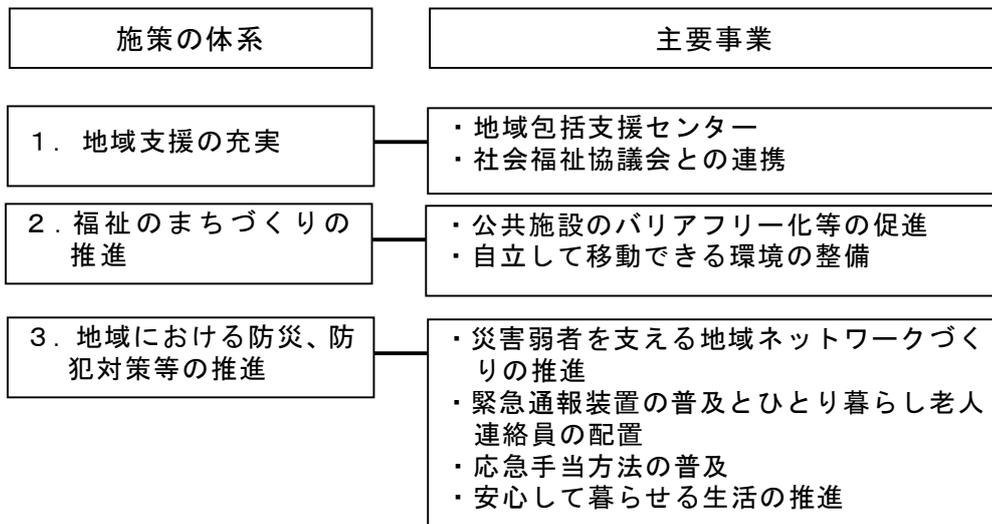
## 介護サービスの充実

施策の体系	主要事業
1. 介護保険サービス (介護給付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅サービス</li> <li>・ 地域密着型サービス</li> <li>・ 介護保険施設サービス</li> </ul>
2. 介護保険サービス (予防給付)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防サービス</li> <li>・ 地域密着型介護予防サービス</li> </ul>
3. 地域支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防事業</li> <li>・ 生活管理指導員派遣事業</li> <li>・ 介護予防教室開催事業</li> <li>・ 包括的支援事業</li> <li>・ 任意事業</li> </ul>
4. 介護サービスの質的向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人材の育成・研修体制の充実</li> <li>・ 施設サービスの質的向上</li> <li>・ 相談・苦情対応体制の充実</li> <li>・ サービス利用者への情報提供の推進</li> <li>・ 個人情報の保護</li> </ul>
5. 介護保険事業費の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護給付費等の財源構成</li> <li>・ 第4期の保険給付費の推計</li> <li>・ 第4期の保険料基準月額</li> <li>・ 各保険料段階の対象者と基準額に対する割合</li> </ul>

## 認知症高齢者支援対策の推進

施策の体系	主要事業
1. 認知症予防と早期発見 体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普及啓発の推進</li> <li>・ 認知症予防の充実</li> <li>・ 早期発見及び治療体制の推進</li> </ul>
2. 認知症介護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症高齢者へのリハビリテーション</li> <li>・ 関係機関とのネットワーク</li> <li>・ 認知症高齢者支援体制の確立</li> <li>・ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の充実</li> </ul>
3. 高齢者権利擁護体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者虐待防止対策の推進</li> <li>・ 成年後見制度等の周知と利用促進</li> <li>・ 消費者被害の防止</li> </ul>

## 地域ケア体制の推進



## 第4章 高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策

### 1 高齢者の地域活動への支援

#### (1) 高齢者のスポーツや文化活動の充実

- ・ 高齢期においても、健康でいきいきとした生活を送ることができるよう高齢者のスポーツや文化活動の推進に努めます。
- ・ ニュースポーツの普及や各種スポーツ大会の開催など生涯スポーツの推進に努めます。
- ・ 伝承活動・老人文化祭の開催など文化活動の推進に努めます。

#### (2) 老人クラブ活動支援事業

老人クラブは、生きがいづくり活動、健康づくり活動、地域づくり活動などを通じた自らの生きがい・健康づくりはもとより、ボランティア活動などにより地域社会に積極的に貢献し地域活動の担い手となる団体であり、今後も一層魅力ある老人クラブとなるよう、その活動や指導者等の育成を支援します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
加入者数（人）	8,400	8,450	8,500

### 2 生涯学習の推進

#### (1) 高齢者学級の充実

高齢者の多様化・高度化する学習ニーズに対応するとともに、高齢者の経験や知識、技能等を生かした学びや地域社会に参加・貢献できる環境づくりを推進するなど、今後も、生涯学習を通じた高齢者の生きがいづくりの充実に努めます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数（人）	645	650	655

#### (2) 生きがいと創造の事業

- ・ 陶芸等の創作活動、作品の展示即売会などを通じて、高齢者自らの生きがいづくりを支援するため、生きがいづくりや社会参加の場を提供します。
- ・ 創作を通じた生きがい活動の促進のため、自主活動グループの育成

に努めます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数（人）	86	88	90

### 3 高齢者の就労支援

#### (1) シルバー人材センターの活用

- ・ 高齢者の就業を通じた生きがいづくりや経済的な自立の支援、高齢者の技術や能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進するため、60歳以上の健康で働く意欲のある会員の希望に応じ、臨時的かつ短期的な就業又は軽易で長期的な就業機会を提供します。
- ・ 就業に必要な知識及び技能習得のための講習会を開催し、高齢者の就業機会の拡大を図り、無料職業紹介や派遣事業を活用した雇用の推進を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数（人）	850	870	890

#### (2) 高齢者無料職業紹介

- ・ 就業を通じた生きがいづくりや高齢者の経済的自立を支えるため、花巻市シルバー人材センターにおいて、臨時的かつ短期的な雇用を希望する方に無料で職業紹介を行います。
- ・ 多くの職種からの求人が得られるよう、事業所等に対し雇用情報の提供やシルバー人材センターの活動の周知を図ります。

### 4 交流機会の充実

#### (1) 老人福祉センター事業

老人趣味の会活動、高齢者の健康増進、文化・レクリエーション活動等の生きがいづくりに関する事業などを実施するほか、高齢者のくつろぎの場を提供します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（人）	25,000	26,000	27,000

**(2) 高齢者の福祉活動の促進**

- ・ 高齢者による地域福祉活動を促進します。
- ・ 高齢者ボランティアの育成を図ります。
- ・ 老人クラブ、シルバー人材センターと連携し、高齢者自らが地域社会に参加、貢献する人材を育成します。
- ・ NPO等に関する情報の提供を行うなど活動団体の育成に努めます。

**(3) 世代間交流**

- ・ 高齢社会を迎え、各世代がお互いに支え合い、地域の中で共に生きる豊かな人間関係づくりのため、生涯学園都市会館や振興センター等において、ひとり暮らし高齢者等との交流会、新春こどものつどい、昔のあそび指導、施設訪問、地区活動などの事業を実施します。
- ・ 各種事業などを行う場合は、世代間交流の視点を踏まえて実施するよう努めます。

**(4) ふれあい昼食会事業**

地域全体でひとり暮らし高齢者等を支え、世代を超えた交流の機会をつくり、参加の拡大を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施か所数(か所)	24	24	24

**(5) 敬老事業**

高齢者の福祉についての関心と理解を深め、高齢者自らが充実した生活ができるよう、敬老会を継続して開催します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
対象者数(人)	14,642	15,098	15,540

※75歳以上人口の推計値

## 第5章 高齢者保健福祉サービスの充実

### 1 健康づくり・疾病予防の推進

#### (1) 高齢者保健サービスの充実

高齢者保健サービスは、生活習慣病の予防や健康の維持増進を図るとともに、寝たきり等要援護高齢者をつくらないことを目標に健康手帳の交付、健康教育、健康づくりのための講演会、相談会、訪問指導等を実施します。

##### ① 健康手帳の交付

利用者が生活習慣や生活行動を確認するとともに、利用者自らの健康管理のため有効活用できるよう啓発を行っていきます。

##### ② 健康づくり講演会等

市民が自ら健康について高い関心を持ち、寝たきりにならないよう日常生活の中で、運動や食生活、休養の調和の取れた生活習慣を確立するため、また健康づくりの意識を高め、健康・介護予防に関する知識の普及を図るため、市の広報紙への関係記事の掲載や講座の開催など、住民参加型の学習機会の充実を図ります。

##### ③ 健康相談会

心身の健康や病気に関することなど、個別の相談に対応できるよう窓口の体制を整えていくとともに、広報紙、ホームページ等を通じて周知を図ります。

##### ④ 健康診査

自分自身の生活習慣を見直し、生涯におけるセルフケアの意識を育てていくためにも、広報紙やホームページへの掲載、パンフレット等の配布などにより、今後さらなる受診勧奨をし、受診率の向上を図ります。

##### ⑤ 訪問指導

ひとり暮らし、閉じこもり、寝たきり又は認知症等で介護保険以外のサービスに係る調整が必要な人や、支援が必要な人に訪問指導を強化していきます。

#### (2) マンパワーの確保と連携体制の充実

高齢者保健サービスの充実を図り、市民の健康づくりや疾病予防を推進するためには、事業に携わるマンパワーは欠かせないものです。

介護保険制度が改正され、地域密着型サービスなど、高齢者を地域で支

えるシステムを今後充実させていく必要があります。そのためには、保健福祉の充実を担っていくためのマンパワーが膨大となることから、人材の養成・確保とともに、マンパワーの質の向上にも積極的に取り組んでいきます。

## 2 介護予防・生活支援サービスの充実

### (1) 介護予防サービスの充実

#### ① 健康づくり事業

- ・ 広報紙、マスメディアの活用、健康づくりサポーターの育成など様々な方法により普及啓発を図ります。
- ・ 健康づくり実践グループやボランティア活動団体等が主体的に行なう健康づくりを支援します。

#### ② 疾患別予防事業

動脈硬化を急激に悪化させるメタボリックシンドローム（肥満、高血圧、高脂血症、糖尿病のうち一人で2つ以上もっている状態）の予防、解消のため、食生活改善や運動指導を進めていきます。

#### ③ 8020運動の推進

- ・ 歯周病予防検診受診率の向上のため、歯周病予防の知識の普及を図ります。
- ・ 歯間ブラシや糸ようじ等を使用した正しい歯の磨き方を普及します。
- ・ 寝たきり等の要介護者や障がい者（児）の口腔衛生のため、訪問による歯科検診、歯科診療を実施します。
- ・ セルフケア（自己管理）能力の向上のため、的確な口腔清掃や甘味飲食物の過剰な摂取の制限等の食生活への配慮など、個人の必要性に応じた歯科保健知識・技術を修得できるよう支援していきます。

#### ④ 地域介護予防支援

介護予防のボランティアの養成と育成を継続するとともに、活動のための支援を行います。また、ボランティアのフォローアップ研修も実施し、資質の向上を図ります。

## (2) 生活支援サービス

## ① 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

寝具洗濯乾燥消毒サービス事業の普及を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用延人数 (人)	34	36	40

## ② 軽度生活援助事業

軽度生活援助事業サービスの充実や普及を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	120	120	120

## ③ 緊急通報装置設置事業

緊急通報装置貸与対象者を把握し、適切な設置に努めます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	300	300	300

## ④ ひとり暮らし高齢者連絡員事業

ひとり暮らし高齢者等連絡員の適切な配置、拡大に努めます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	60	66	73

## ⑤ 訪問理美容サービス事業

訪問理美容サービス事業の普及を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	53	57	61

## ⑥ 生きがい活動支援通所事業

利用者のニーズにあわせて生きがい対策としてのデイサービスの充実に努めます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	240	240	240

## ⑦ 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業の普及を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数 (人)	10	13	15

⑧ 高齢者福祉タクシー券給付事業

高齢者福祉タクシー券給付により、高齢者の社会参加を促します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数（人）	730	800	880

⑨ 高齢者短期入所事業

生活習慣や体調管理等の改善指導を行ないます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数（人）	8	9	10

⑩ 高齢者等住宅改造事業

住宅改造事業費補助事業の利用を促進します。介護保険の住宅改修制度を併用するなど住宅改造を推進します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数（人）	40	40	40

(3) 施設サービス

① 養護老人ホーム

- ・ 環境上及び経済的理由により居宅での生活が困難な高齢者に、入所による適切な施設サービスを提供します。
- ・ 入所者の高齢化や要介護ニーズの増加などに適切に対応し、生きがいを持って健全で安心して生活を送ることができるよう、施設職員の処遇技術の向上等に努めます。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入所者数（人）	70	70	70

② ケアハウス（軽費老人ホーム）

独立して生活することに不安がある高齢者が自立した生活を送ることができるよう、入浴や食事など日常生活上のサービスを提供します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入居者数（人）	110	131	131

③ 介護支援ハウス（有料老人ホーム）

入居者が、安心して快適に生活を送ることができるよう、必要に応じた適切なサービスを提供します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
入居者数（人）	57	57	57

## 第6章 介護サービスの充実

### 1 介護保険サービス（介護給付）

計画年度における介護保険サービス（介護給付）の見込み量については、以下のように推移すると見込んでいます。

#### (1) 居宅サービス

要介護1～5の認定を受けた方が在宅で利用する介護サービスです。

##### ① 訪問介護（ホームヘルプサービス）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回数	122,230	124,509	127,065
人数	12,553	12,779	13,187

##### ② 訪問入浴介護

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回数	4,785	4,985	5,294
人数	1,339	1,393	1,478

##### ③ 訪問看護

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回数	14,346	14,791	15,566
人数	3,179	3,274	3,442

##### ④ 訪問リハビリテーション

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日数	519	540	575
人数	160	166	176

##### ⑤ 居宅療養管理指導

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
人数	542	560	591

##### ⑥ 通所介護（デイサービス）

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度
回数	118,398	120,347	122,602
人数	17,483	17,782	18,335

## ⑦ 通所リハビリテーション（デイケア）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回数	22,345	22,726	23,196
人数	3,784	3,852	3,977

## ⑧ 短期入所生活介護（ショートステイ）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日数	44,062	45,298	46,710
人数	4,374	4,488	4,674

## ⑨ 短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日数	12,366	12,767	13,246
人数	1,342	1,383	1,448

## ⑩ 特定施設入居者生活介護（混合型）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	480	1,092	1,092

## ⑪ 福祉用具貸与

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	11,404	11,684	12,227

## ⑫ 特定福祉用具販売

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	199	202	209

## ⑬ 住宅改修

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	129	131	136

## ⑭ 居宅介護支援

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	28,949	29,464	30,403

**(2) 地域密着型サービス**

高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、要介護者の日常生活圏域でのサービス提供の拠点をつくり、その提供を行うサービスです。

**① 夜間対応型訪問介護**

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	0	0	0

必要性により対応します。

**② 認知症対応型通所介護**

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回数	4,956	5,064	5,287
人数	625	638	665

**③ 小規模多機能型居宅介護**

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	197	200	207

**④ 認知症対応型同生活介護（認知症高齢者グループホーム）**

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	1,512	1,944	1,944

今期計画において、45床が増える見込みです。

**⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護**

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	348	348	348

今期計画において、29床が増える見込みです。

**(3) 介護保険施設サービス**

居宅での介護が困難な要介護者が施設に入所し、日常生活上の世話や機能訓練などを受けるサービスで、要介護1～5の人が対象となります。

**① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	6,468	6,468	6,468

## ② 介護老人保健施設

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	5,880	5,880	5,880

今期計画において、80床が増える見込みです。

## ③ 介護療養型医療施設

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	1,236	1,236	1,236

## 2 介護保険サービス（予防給付）

計画年度における介護保険サービス（予防給付）の見込み量については、以下のように推移すると見込んでいます。

### (1) 介護予防サービス

要支援1・2の認定を受けた方が利用するサービスです。

## ① 介護予防訪問介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	1,819	1,868	1,913

## ② 介護予防訪問看護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
回数	870	894	915
人数	230	237	242

## ③ 介護予防居宅療養管理指導

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	13	13	14

## ④ 介護予防通所介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	5,199	5,340	5,468

## ⑤ 介護予防通所リハビリテーション

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	846	869	890

## ⑥ 介護予防短期入所生活介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日数	473	486	499
人数	51	53	54

## ⑦ 介護予防短期入所療養介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日数	98	101	104
人数	26	26	27

## ⑧ 介護予防福祉用具貸与

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	615	632	648

## ⑨ 介護予防福祉用具販売

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	45	46	47

## ⑩ 介護予防住宅改修

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	46	47	48

## ⑪ 介護予防支援

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	7,914	8,129	8,325

## (2) 地域密着型介護予防サービス

## ① 介護予防認知症対応型通所介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日数	24	24	25
人数	13	13	14

## ② 介護予防小規模多機能型居宅介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	0	0	0

## ③ 介護予防認知症対応型共同生活介護

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
人数	12	12	12

### 3 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市が主体となって実施する事業です。

#### (1) 介護予防事業

##### ① 生活機能評価

健康診査の受診者の増加を図るとともに、特定高齢者の把握のため、民生委員や保健推進委員等から情報の提供や健康相談、訪問指導などの方法を講じていきます。

目標値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
65歳以上の人口(A)	26,976	27,000	27,038
生活機能問診受診者数(B)	12,680	13,230	13,520
生活機能検査受診者数	2,140	2,180	2,200
受診率(B)/(A)	47.0%	49.0%	50.0%

##### ② 介護予防事業特定高齢者事業

###### ア 特定高齢者通所型事業

参加者の増加を図るため、募集方法や内容の充実を図るとともに、地域の関係団体等と連携し周知を図ります。また、教室終了後の身体機能の維持については、地域福祉サロン事業と連携しフォローアップを図ります。

目標値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
特定高齢者数	2,020	2,100	2,140
開催箇所数	15	15	15
通所型参加者実人数	265	290	320
〃 延人数	4,875	5,400	6,000

###### イ 特定高齢者訪問型事業

うつや認知症については、治療の有無を判定し受診を進めます。また、地域福祉サロン等地域資源の利用を勧めるとともに、通所型事業への参加を勧めていきます。

目標値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
訪問型実施実人数	30人	35人	40人
“ 延人数	270人	315人	360人

### ③ 介護予防事業一般高齢者事業

#### ア 介護予防普及啓発事業

高齢者の85%以上は元気な高齢者であることから、今の健康を維持しいきいきと生活するためには運動や栄養等の健康習慣を身につけていくよう、継続して支援していきます。

目標値		平成21年度	平成22年度	平成23年度
講演会等	回数	160	170	180
	参加延べ数	2,200	2,300	2,400
相談会	回数	450	450	450
	参加延べ数	6,000	6,000	6,000
イベント	回数	2	2	2
その他	回数	1	1	1
	参加延べ数	20	20	20

#### イ 地域介護予防支援事業

介護予防のボランティアの養成と育成を継続するとともに、活動のための支援をおこないます。また、ボランティアのフォローアップ研修も実施し、資質の向上を図ります。さらに、関係機関や地区組織との連携を図っていきます。

目標値		平成21年度	平成22年度	平成23年度
ボランティア育成のための研修会	実施回数	7	7	7
	参加延べ数	220	220	220
地域活動組織への支援協力	実施回数	37	37	37
その他	実施回数	0	0	0
	参加延べ数	0	0	0

## (2) 生活管理指導員派遣事業

生活管理指導員派遣事業の普及を図り、要介護状態への進行を予防します。

目標値	平成21年度	平成22年度	平成23年度
利用人数(人)	20	20	20

### (3) 介護予防教室開催事業

介護予防教室の周知を行い、参加者の拡大を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
開催回数(回)	180	180	180

### (4) 包括的支援事業

#### ① 介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者を対象者に介護予防の重要性と必要性を啓発し、介護予防教室などへの参加を促し、要介護状態にならないよう予防を行います。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護予防ケアプラン作成者数(人)	295	325	360

#### ② 総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護保健サービスにとどまらない様々な形での支援を可能にするため、地域における関係者とのネットワークの構築に努めます。また、関係機関との協力体制をより一層密にして高齢者の権利擁護と虐待防止に努めます。

#### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

保健、医療、介護、福祉を通じて、地域における様々な社会資源との連携を図り、他職種協働により包括的・継続的なケアを推進していきます。

### (5) 任意事業

#### ① 家族介護用品支給事業

家族介護者交流事業の周知を行い、参加者の拡大を図ります。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数(人)	70	70	70

#### ② 家族介護用品支給事業

家族介護用品支給事業の周知を行います。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数(人)	42	44	46

#### ③ 訪問サービス事業〔配食〕

配食サービスが真に必要な高齢者に、量・質ともに適切なサービスを提供します。

目標値	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用人数(人)	185	185	185

## 4 介護サービスの質的向上

### (1) 人材の養成・研修体制の充実

住民・事業者・そして市職員等地域ケアに携わる様々な人々が、その役割を十分に担うことが可能になるよう、福祉人材の育成と体制整備を図ります。

### (2) 施設サービスの質的向上

施設サービスでは、個室・ユニットケアなど新たな取り組みや身体拘束禁止の趣旨の徹底などを通じて処遇環境の改善を図るとともに、高齢者が心豊かな暮らしができる生活環境の整備を図ります。さらに、利用者等の意見も反映した客観的な第三者評価制度の活用を図るなど、介護サービスの質の向上を図ります。

### (3) 相談・苦情対応体制の充実

地域包括支援センター、民生委員、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）等の身近なところで、気軽に相談のできる体制の充実を図ります。

また、介護サービスを安心して利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、市役所、地域包括支援センター及び介護保険施設の窓口等で苦情相談に対応していきます。

### (4) サービス利用者への情報提供の推進

介護を必要とする高齢者及びその家族の相談に応じるため、適切な情報を提供するとともに情報に接しにくい高齢者が、情報把握できやすい体制の整備に努めます。また、保健福祉情報に関するホームページの充実を図ります。

### (5) 個人情報の保護

介護給付等対象サービス利用者の個人情報は、行政機関をはじめ、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者等多くの関係機関にとって必要不可欠な情報であるため、共有化が図られています。

これらの情報が不適切に利用されると、本人のプライバシーの侵害や不利益をもたらすこととなります。

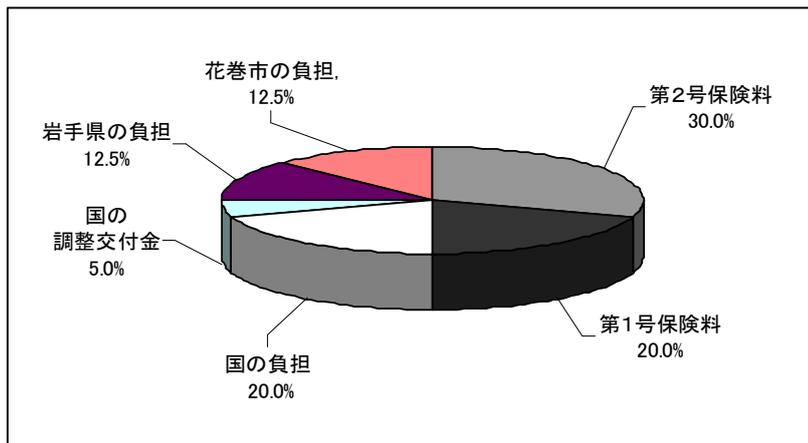
このような事態を未然に防ぐため、個人情報の取り扱いは厚生労働省が示した「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン」（平成16年11月）を遵守するよう関係機関に要請していきます。

## 5 介護保険事業費の適正化

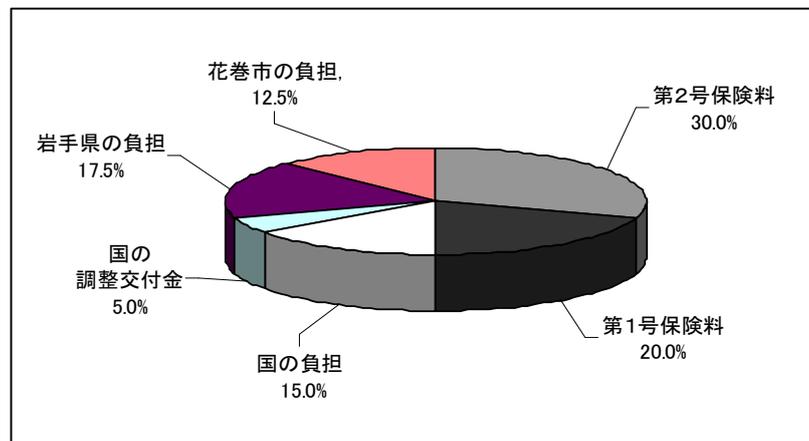
### (1) 介護給付費等の財源構成

介護保険料の算定基準となる介護保険給付費（利用者の1割負担分などを除いたもの）の財源構成は、おおむね次のようになります。

#### <居宅給付費の財源構成>



#### <施設等給付費の財源構成>

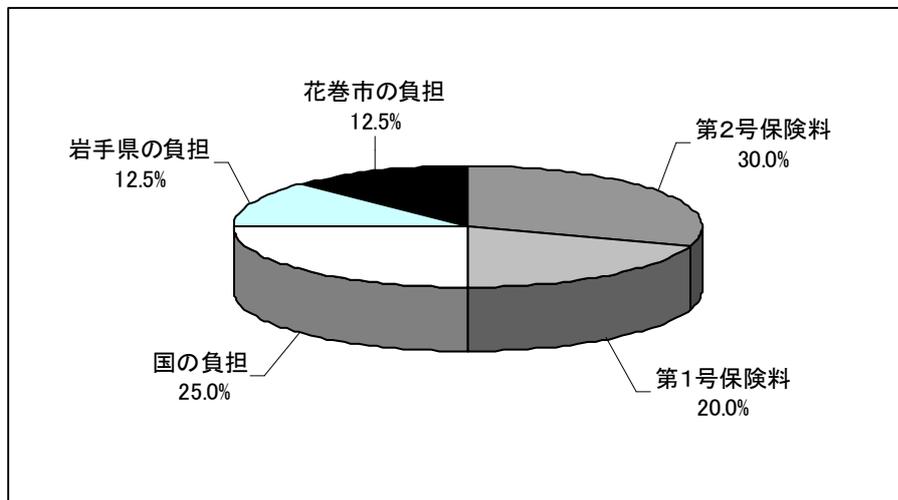


介護保険の保険給付に係る財源は、1/2は公費で、残り1/2は保険料でまかなうこととなります。このうち約20%を負担していただく第1号被保険者の保険料は、所得などに応じて決められることとなります。

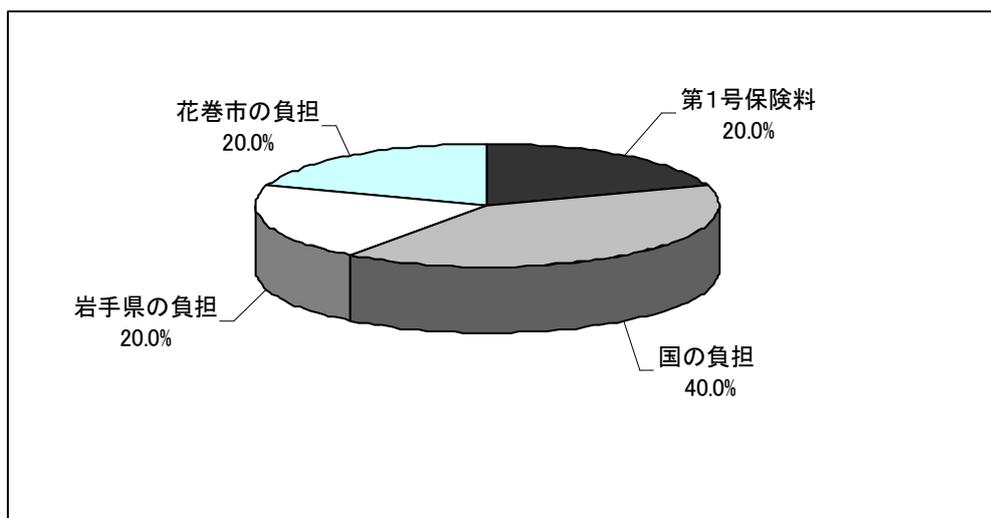
また、地域支援事業に係る財源は、介護予防事業と包括的支援事業・任意事業とで異なっています。

<地域支援事業の財源構成>

介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



## (2) 第4期の保険給付費等の推計

介護保険サービスの見込み量などをもとにすると、平成21年度から平成23年度までの保険給付費、地域支援事業費の見込みは、約234億1千万円となります。年間では、約76億円から79億円の事業費が見込まれます。

## ① 介護サービス費

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1) 居宅サービス			
① 訪問介護			
給付費	416,172,615円	425,407,835円	433,352,815円
② 訪問入浴介護			
給付費	54,907,870円	57,203,676円	60,751,207円
③ 訪問看護			
給付費	111,210,774円	114,813,856円	120,998,545円
④ 訪問リハビリテーション			
給付費	2,549,627円	2,652,475円	2,824,006円
⑤ 居宅療養管理指導			
給付費	3,990,008円	4,113,933円	4,335,502円
⑥ 通所介護			
給付費	954,936,483円	972,186,871円	986,406,248円
⑦ 通所リハビリテーション			
給付費	195,847,874円	199,573,912円	202,961,549円
⑧ 短期入所生活介護			
給付費	367,231,451円	378,185,288円	388,274,188円
⑨ 短期入所療養介護			
給付費	117,879,635円	121,907,894円	126,058,497円
⑩ 特定施設入居者生活介護			
給付費	62,918,420円	143,550,497円	143,550,497円
⑪ 福祉用具貸与			
給付費	154,623,288円	159,026,678円	167,038,555円
⑫ 特定福祉用具販売			
給付費	6,777,774円	6,899,857円	7,171,621円
(2) 地域密着型サービス			
① 夜間対応型訪問介護			
給付費	円	円	円
② 認知症対応型通所介護			
給付費	54,875,748円	56,173,560円	58,743,256円
③ 小規模多機能型居宅介護			
給付費	28,163,289円	28,673,465円	29,799,823円
④ 認知症対応型共同生活介護			
給付費	383,837,552円	494,028,361円	494,028,361円
⑤ 地域密着型特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
給付費	84,392,611円	84,392,611円	84,392,611円
(3) 住宅改修			
給付費	21,103,589円	21,450,432円	22,222,296円
(4) 居宅介護支援			
給付費	335,235,171円	341,423,278円	348,530,378円

(つづく)

(5)介護保険施設サービス			
①介護老人福祉施設			
給付費	1,607,053,083円	1,607,053,083円	1,607,053,083円
②介護老人保健施設			
給付費	1,464,681,382円	1,464,681,382円	1,464,681,382円
③介護療養型医療施設			
給付費	141,024,745円	141,024,745円	141,024,745円
④療養病床(医療保険適用)からの転換分			
給付費	142,790,287円	140,838,581円	140,838,581円
介護給付費計(小計)→(I)	6,712,203,276円	6,965,262,270円	7,035,037,746円

## ② 介護予防サービス費

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
(1)介護予防サービス			
①介護予防訪問介護			
給付費	33,098,209円	34,004,570円	34,849,416円
②介護予防訪問入浴介護			
給付費	円	円	円
③介護予防訪問看護			
給付費	5,668,951円	5,824,433円	5,963,012円
④介護予防訪問リハビリテーション			
給付費	円	円	円
⑤介護予防居宅療養管理指導			
給付費	59,387円	60,969円	62,550円
⑥介護予防通所介護			
給付費	175,112,136円	179,848,722円	184,333,665円
⑦介護予防通所リハビリテーション			
給付費	35,026,938円	35,982,485円	36,868,339円
⑧介護予防短期入所生活介護			
給付費	2,865,525円	2,943,874円	3,022,223円
⑨介護予防短期入所療養介護			
給付費	653,061円	672,572円	692,695円
⑩介護予防特定施設入居者生活介護			
給付費	円	円	円
⑪介護予防福祉用具貸与			
給付費	1,966,169円	2,021,337円	2,067,518円
⑫特定介護予防福祉用具販売			
給付費	1,344,841円	1,381,371円	1,414,860円
(2)地域密着型介護予防サービス			
①介護予防認知症対応型通所介護			
給付費	221,463円	221,463円	230,690円
②介護予防小規模多機能型居宅介護			
給付費	円	円	円
③介護予防認知症対応型共同生活介護			
給付費	1,414,668円	1,414,668円	1,414,668円
(3)住宅改修			
給付費	8,166,314円	8,385,539円	8,597,339円
(4)介護予防支援			
給付費	32,339,645円	33,217,905円	34,015,745円
予防給付費計(小計)→(II)	297,937,307円	305,979,908円	313,532,720円

## ③ 総給付費

(単位：円)

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	第4期計
給付費合計(Ⅰ)+(Ⅱ)	7,010,140,583	7,271,242,178	7,348,570,466	21,629,953,227
審査支払手数料	11,523,330	11,905,380	12,053,610	35,482,320
高額介護サービス費	104,478,319	107,942,150	109,285,957	321,706,426
特定入所者サービス費	288,404,660	289,594,678	288,874,771	866,874,109
標準給付費見込額(A)	7,414,546,892	7,680,684,386	7,758,784,804	22,854,016,082
地域支援事業費(B)	180,606,235	187,082,409	188,982,470	556,671,114
合計(A)+(B)	7,595,153,127	7,867,766,795	7,947,767,274	23,410,687,196

## (3) 第4期の保険料基準月額

平成21年度から平成23年度までの、標準給付費見込額、調整交付金見込額、介護従事者処遇改善臨時特例交付金、介護給付費準備基金繰入等により、保険料収納必要額を算出し、保険料基準月額を算出した結果、保険料基準月額は4,209円となります。

第3期介護保険事業計画期間中においては、4地域（花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域）において不均一の介護保険料の賦課を行っていましたが、第4期介護保険事業計画からは統一した基準での賦課を行います。また、これまで保険料段階は6段階に分かれていましたが、平成21年度からは8段階に細分化された段階となります。現行の第4段階に特例第4段階を設けることにより、低所得者の方への保険料負担の軽減を図り、第7段階を創設することにより応能負担の公平を図ります。

区分	第3期保険料基準月額		第4期保険料基準月額	
	地域別基準月額	統一基準月額	基準月額	特例交付金交付後 保険料基準月額
花巻地域	3,928円	3,806円	4,264円	4,209円
大迫地域	3,205円			
石鳥谷地域	4,062円			
東和地域	3,781円			

[ 保険料基準月額の推計 ]

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合計		
標準給付費見込額(※1) (A)	7,414,546,892	7,680,684,386	7,758,784,804	22,854,016,082		
地域支援事業費(包括支援センターの事業) (B)	180,606,235	187,082,409	188,982,470	556,671,114		
第1号被保険者負担分相当額 (C) [(A+B) × 第1号被保険者負担割合0.20]	/			4,682,137,439		
調整交付金相当額 (D) [A × 0.05]				1,142,700,804		
調整交付金見込額 (E) [A × 0.0668] (※2)				1,526,649,000		
財政安定化基金拠出金見込額 (F) [(A+B) × 0.000]				0		
介護従事者処遇改善臨時特例交付金(※3) (G)				54,949,699		
財政安定化基金拠出金償還金 (H)				0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 (I)				/		
保険料収納必要額 (J) [C+D-E+F-G+H-I]	4,183,239,544					
予定保険料収納率 (K)	98.5%					
所得段階別加入者割合補正後被保険者数 (L)	84,086					
保険料基準額(年額) (M) [J ÷ K ÷ L]	50,507					
保険料基準額 (N) [M ÷ 12]	/			<b>4,209</b>		

(※1) [標準給付見込額]

介護保険事業の財源に地域支援事業費が新たに追加されたことより、表中に標準給付見込額は地域支援事業費を除いた額として区別している。

(※2) [調整交付金見込割合=0.0668]

{(第1号被保険者負担割合) + (全国平均調整交付金割合0.05)} - {(第1号被保険者負担割合) × (後期高齢者加入割合補正係数) × (所得段階別加入者補正係数)} = 0.0668

(※3) [介護従事者処遇改善臨時特例交付金]

介護従事者の処遇改善を図るため介護報酬改訂が行われることにより介護給付費が増加します。これに伴い増加する介護保険料について、介護報酬改訂による上昇分を緩和するために、臨時特例交付金が平成20年度に交付され、介護従事者処遇改善臨時特例基金として積立て、3年間の保険料に充当します。

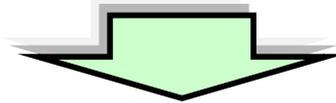
## (4) 各保険料段階の対象者と基準額に対する割合

## &lt;第3期&gt;

(単位：円)

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料			
			花巻地域	大迫地域	石鳥谷地域	東和地域
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	0.50	23,600	19,200	24,400	22,700
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	23,600	19,200	24,400	22,700
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	35,400	28,800	36,600	34,000
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の方	1.00	47,100	38,500	48,700	45,400
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	58,900	48,100	60,900	56,700
第6段階	市民税課税者で前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.50	70,700	57,700	73,100	68,100

## &lt;第4期&gt;



(単位：円)

所得段階	対象者	負担割合	年額保険料
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	0.50	25,300
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	25,300
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	0.75	37,900
特例第4段階	課税世帯で本人が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.95	48,000
第4段階	本人が市民税非課税で、特例第4段階に該当しない方	1.00	50,500
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	63,100
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	1.50	75,800
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上の方	1.75	88,400

## 第7章 認知症高齢者支援対策の推進

### 1 認知症予防と早期発見体制の充実

認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるようにするため、認知症に関する理解と知識の普及を図り、認知症の予防に積極的に取り組みます。

#### (1) 普及啓発の推進

認知症への市民の理解や関心は徐々に高まっていますが、まだ十分に理解されているとは言えません。認知症を、医療や介護、福祉に携わる者だけでなく、市民が広く理解することが、誤解や偏見をなくし、本人や家族等を支えることにつながります。

認知症への偏見の解消を図り、認知症に関する正しい理解を促進するとともに、認知症の原因や予防、適切な介護のあり方等についても知識の普及に努めます。

#### (2) 認知症予防の充実

増加する認知症高齢者の根本的な治療方法は確立されていませんが、脳血管性認知症については、原因疾患である脳卒中等の予防によりかなり効果が得られていることから、若年期から生活習慣の改善はもとより、健康診査、健康教育、健康相談等の維持・予防を強化していきます。

また、高齢者の閉じこもりを防止し、生きがいを持って生活できる環境づくりが必要であることから、老人クラブや高齢者大学など、高齢者の社会参加や生きがい対策を充実させていきます。

さらに、認知症予防教室、認知症老人予防対策事業（保健所）等と連携し、認知症高齢者への相談支援等を充実します。

#### (3) 早期発見及び治療体制の推進

認知症は、早期の段階で対応すれば進行を抑えることができるほか、家族の対応に適切な方向付けが可能になることから、高齢者の状態変化を速やかに把握できるよう普段から接している家族やかかりつけ医、看護師、保健師等相互の連携を図っていきます。

また、認知症の的確な診断、治療、ケアを確保するため、地域の保健・医療・福祉関係機関の連携を図っていきます。

## 2 認知症介護体制の充実

### (1) 認知症高齢者へのリハビリテーション

認知症高齢者に対して、その重度化を防止するために脳の活性化を促すレクリエーションやゲーム・リズム体操などを行い、効果的な予防推進に向けて検討していきます。

### (2) 関係機関とのネットワーク

認知症の早期対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした相談・対応窓口を充実するとともに、関係機関によるネットワークづくりと役割を明確にして、認知症高齢者と家族を効果的に支援していく体制づくりを推進します。

### (3) 認知症高齢者支援体制の確立

認知症高齢者ができる限り自宅で生活できる環境を整えることが大切であることから、地域の特性を生かした見守り体制や関係機関相互の連携など、地域で認知症高齢者と介護者を支える体制づくりを推進します。

### (4) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の充実

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は、家庭での介護が困難で共同生活を送ることに支障のない認知症高齢者を対象に、家庭的な環境のなかで生活援助員による専門的な介護を行うもので、在宅と施設の間にある居住型サービスです。

認知症高齢者が在宅生活に似た環境のもとで生活できるよう、認知症対応型のグループホームや認知症対応型通所介護の需要を把握しながら計画的な整備の促進に努めます。

### 3 高齢者権利擁護体制の充実

地域包括支援センターを中心として、保健・医療・福祉・介護をはじめ、警察、医療機関、社会福祉協議会、弁護士会、社会福祉士会等の関係機関との連携を図りながら、高齢者の虐待防止に努めるとともに、高齢者の権利擁護体制を充実します。

#### (1) 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待の要因の一つは、介護疲れです。この要因からも分かるように、虐待は、どこの家庭でも起こる可能性がある身近な問題です。

しかし、虐待をしている家族も、虐待を受けている本人も、それが虐待であるという自覚がないことが多いのが現状です。

どのようなことが虐待になるのか、なぜ虐待は起こるのか、といった基本的なことをリーフレットで周知するなど、高齢者の人権や虐待防止に関する意識を高めるよう啓発に努めます。

また、関係機関や専門機関との連携を深め、情報共有を図りながら、高齢者虐待を早期に発見し、適切な支援が展開できるようネットワークづくりを進めます。

#### (2) 成年後見制度等の周知と利用促進

認知症高齢者などの判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、一人ひとりの判断能力に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図りながら、福祉・介護サービスの利用援助や金銭管理等が適切にできるよう支援します。

市では「花巻市成年後見制度利用支援事業実施要綱」を制定し、本制度に積極的に取り組んでいます。これからも地域包括支援センターをはじめとする関係職員への研修を実施するなど資質の向上とともに、リーフレットを作成するなど制度内容の周知を図ります。

#### (3) 消費者被害の防止

一人暮らしで周囲に相談する人がいなかったり、認知症等で判断力が不十分な高齢者は、訪問販売などの消費者被害に遭う危険性が高くなっています。

これら被害を未然に防ぐために、民生委員や介護支援専門員、訪問介護員等と連携を図り、高齢者をはじめ、地域住民への注意喚起を図ります。

また、被害の事例を把握した場合は、消費生活センターなど専門機関に通報、連携し解決に取り組めます。

## 第8章 地域ケア体制の推進

### 1 地域支援の充実

高齢者世帯が着実に増加しており、今後もこの傾向が続くと予想され、地域ケア体制の充実がより一層求められています。

#### (1) 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続するため、ケアマネジャーと主治医の連携、在宅と施設の連携など、利用者一人ひとりについて、さまざまな職種が連携し、継続的にフォローアップしていく「包括的・継続的マネジメント」の確立が極めて重要になります。こうした趣旨をふまえ、地域包括支援センターの更なる機能充実に努めます。

#### (2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、在宅の要介護高齢者に対して、ホームヘルプ事業を中心に事業を展開しており、社会福祉の啓発活動やボランティア活動の推進、各種福祉団体への活動支援等も行っています。

今後もより一層社会福祉協議会と連携を密接に取り合いながら、地域福祉の増進、充実を図ります。

### 2 福祉のまちづくりの推進

#### (1) 公共施設のバリアフリー化等の促進

すべての地域において、高齢者をはじめ誰もが利用しやすい公共施設や公共施設の周辺における歩道の段差の解消、手すりの設置、トイレの改修、ベンチの設置などバリアフリー化に努めます。

また、新しい施設整備においては、ユニバーサルデザインを考慮した整備を推進します。

#### (2) 自立して移動できる環境の整備

すべての地域において、高齢者や障がい者が本人の意思で自由に移動できるよう、歩行者空間の整備、公共交通施設の改善など安心して移動できる環境づくりを進めます。

### 3 地域における防災、防犯対策等の推進

#### (1) 災害弱者を支える地域ネットワークづくりの推進

災害時における高齢者等の災害弱者対策として、避難体制を迅速かつ的確に行なうため、地域における一人暮らし高齢者や障がいのある方など要援護者の状況を把握し、地域住民組織や防災・福祉関係機関との情報共有を図りながら、地域における災害発生時の支援体制づくりを進めます。

#### (2) 緊急通報装置の普及とひとり暮らし老人連絡員の配置

ひとり暮らし高齢者の災害時の安全確保や急な病変、犯罪発生時などの緊急時に迅速に安全を確保するため、緊急通報装置の普及やひとり暮らし高齢者等連絡員の配置を促進します。

#### (3) 応急手当方法の普及

各地域の住民が応急手当の知識や技術を習得し、災害時等に生命を守ることができるよう、消防署や日赤奉仕団など関係団体の協力を得ながら市民講座や講習などを開催します。

#### (4) 安心して暮らせる生活の推進

高齢者を狙った犯罪などに関する情報提供を行い、防犯体制の充実を図ります。

また、高齢者の被害等に関する相談について、地域包括支援センターや市、県の市民生活相談窓口、警察などの関係機関と連携し問題の解決を支援します。